

○火薬類の事務処理に関する訓令

(昭和36.4.19
鹿児島県警察本部訓令12)

改正 前略…平成27.7訓令12

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）に基づき、警察機関が行う事務のうち、鹿児島県公安委員会の権限に属する許可事務等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成27.7訓令12〕

第2章 火薬類の運搬に関する取扱い

(運搬証明書の交付)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下本章において「内閣府令」という。）第2条の運搬届書を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、手数料を徴収の上、内閣府令第3条の規定による運搬証明書（以下「証明書」という。）に運搬計画表を添付して交付しなければならない。この場合、各葉ごとに契印しなければならない。

- (1) 運搬届書及び運搬計画表は、所定のとおり具備し、その内容は正確に記載されているか。
 - (2) 積載方法、運搬方法等は、内閣府令第3章に定める技術上の基準に適合するよう処置されているか。
 - (3) 当該運搬火薬類の積載場所、運搬通路、積替え場所、到達場所、火薬類の種類、数量、通過日時等は、支障がないか。
- 2 署長は、法第19条第2項の規定に基づき運搬届出人に対し指示を行う必要があると認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、指示を受けて行わなければならない。
- 3 証明書の有効期間は、具体的に必要な期間とし、運搬計画表により判断して、お
- 〔鹿児島警41〕・

おむね長期1か月以内で定めるものとする。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)

(運搬通知)

第3条 署長が、政令第4条に基づき他の公安委員会に対して通知するときは、警察本部生活安全企画課を経由して行わなければならない。ただし、1トン未満の火薬類の運搬については、原則として通知しないものとする。

2 署長は、第2条により証明書を交付した場合において、当該運搬に係る火薬類の通路、積替え場所又は到達場所が県内の他の署長の管轄区域に属するときはその署長に火薬類の種類、数量、通過日時等必要な事項を速やかに通知しなければならない。

3 前2項の通知は、火薬類の運搬通知表(別記第1号様式)に基づいて、原則としてメール又はFAXにより行うものとする。

本条…一部改正(平成12.12訓令19、17.3訓令11、27.7訓令12)

(運搬通知に対する措置)

第4条 署長は、前条の規定による運搬等に関する通知を受けたときは、事故防止に必要な手配をするとともに、災害防止又は公共の安全の維持上支障があると認めるときは、当該署長宛て、その状況及び指示することを必要と認める事項を、電話をもって、通報しなければならない。

2 前項の通報は、前条第1項の場合は、警察本部生活安全企画課を経由し、同条第2項の場合は、直接行うものとする。

本条…一部改正(平成17.3訓令11、27.7訓令12)

(証明書の記載事項変更の届出)

第5条 署長は、内閣府令第4条の証明書の記載事項変更の届出を受けたときは、変更の内容を検討し、第2条及び第4条の規定に準じて処理しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)

(火薬類運搬中における届出に対する処置)

第6条 署長は、火薬類運搬中の者から証明書の記載内容の変更の届出のあったときは、証明書の余白に変更届の内容及び届出受理の旨を朱書き、署長印を押印して交付しなければならない。この場合において、変更される内容により必要と認めるときは、第4条に規定する通知要領によって、処理するものとする。

2 署長は、火薬類運搬中の者から証明書の紛失等の届出があったときは、その発行

の事実を確認するため、証明書を交付した警察署等に連絡するなどの措置を執らなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19、27.7訓令12)

(証明書の再交付)

第7条 署長は、内閣府令第5条の証明書の再交付の申請を受理したときは、申請の理由を調査して、証明書を再交付しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)

(返納証明書の処理)

第8条 署長は、政令第3条の規定による証明書の返納を受けたときは、当該証明書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

2 前項の規定により返納された証明書は、当該証明書の交付手続きを行った署長において保管する。

3 第7条により交付した再交付証明書の返納は前項に準ずる。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、全部改正(平成27.7訓令12)

第3章 猟銃用火薬類等の取扱い

旧2章の2…繰下(平成27.7訓令12)

(譲渡の許可)

第9条 署長は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和41年総理府令第46号。以下本章において「内閣府令」という。)第2条に規定する猟銃用火薬類等譲渡許可申請書を受理したときは、譲渡の相手方との関係等を調査し、支障がないと認めるときは、手数料を徴収の上、猟銃用火薬類等譲渡許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可に条件を付したときは、その条件を当該許可証の欄外に朱書するものとする。

3 第1項の許可証の有効期間は、申請書に記載されている期間、譲渡の目的等に基づき、おおむね6月以内の範囲内で定めるものとする。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)

(譲受の許可)

第10条 署長は、内閣府令第3条に規定する猟銃用火薬類等譲受許可申請書を受理したときは、同条第2項の規定により申請者が提示すべきこととされている当該銃砲の所持許可証、狩猟免状等により、当該銃砲に適合する猟銃用火薬類の譲受である

かどうか等を審査し、支障がないと認めるときは、手数料を徴収の上、猟銃用火薬類等譲渡許可証を交付しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可に条件を付する場合及び許可証の有効期間を定める場合に準用する。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、旧9条の2…繰下(平成27.7訓令12)

(譲渡許可証等の書換え)

第11条 署長は、内閣府令第6条に規定する猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証書換申請書を受理した場合はその事由を調査し、支障がないと認めるときは、許可証の書換えすべき箇所を朱線で消し、当該変更事項を記載の上、公安委員会印を押印して交付しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、旧9条の3…繰下(平成27.7訓令12)

(譲渡許可証等の再交付)

第12条 署長は、内閣府令第7条に規定する猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書を受理した場合はその事実を調査し、支障がないと認めるときは、許可証を再交付しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、旧9条の4…繰下(平成27.7訓令12)

(輸入の許可)

第13条 署長は、内閣府令第9条に規定する猟銃用火薬類等輸入許可申請書を受理した場合は第10条に準じ審査し、支障がないと認めるときは、手数料を徴収の上、当該申請書余白に許可年月日、許可番号及び「申請のとおり許可する」ことを朱書し、署長印を押印して交付しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、旧9条の5…一部改正し繰下(平成27.7訓令12)

(消費の許可)

第14条 署長は、内閣府令第11条に規定する猟銃用火薬類等消費許可申請書を受理したときは、第10条及び前条に準じ処理しなければならない。

本条…一部改正(平成12.12訓令19)、旧9条の6…一部改正し繰下(平成27.7訓令12)

(許可書の記載事項変更届)

第15条 署長は、内閣府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届又は第11条第2項に規定する猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理した場合はその事由を調査し、支障がないと認めるときは、当該許可書の変更すべき箇所を朱線で消し、変更事項を記載の上、公安委員会印を押印して交付しな

なければならない。

本条…一部改正〔平成12.12訓令19〕、旧9条の7…繰下〔平成27.7訓令12〕

第4章 災害の防止

旧3章…繰下〔平成27.7訓令12〕

(危険時の届出に対する処置)

第16条 署長は、法第39条第2項の規定による、火薬類の危険な状態についての届出又は警察官の報告を受けたときは、応急の処置をするとともに、その状況を速やかに本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

旧10条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

(緊急措置等)

第17条 署長は、法第45条の規定に基づく公安委員会の緊急措置を行う必要があると認めるときは、その状況を速やかに本部長に報告し、その指揮を受けて処置しなければならない。

2 署長は、警察官が法第45条の2の規定に基づき応急の措置をとるべきことを命じた事項につき、特に必要があると認めるときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

旧11条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

(災害発生時の報告)

第18条 署長は、法第46条第1項第1号の規定により災害発生の届出を受け、又は警察官からその報告を受けたときは、応急の処置を講ずるとともに、火薬類による災害等発生報告書(別記第3号様式)の記載事項に準じて、判明した事項から順次速やかに本部長に電話報告するとともに、事後同様式によって書面報告をしなければならない。

旧12条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

(措置の要請)

第19条 署長は、法第52条第4項の規定による要請を行う場合は、本部長を経由して行わなければならない。

旧13条…繰下〔平成27.7訓令12〕

第5章 公安委員会の意見に関する取扱い

旧4章…繰下〔平成27.7訓令12〕

(火薬類の譲渡、譲受け許可に対する意見)

第20条 署長は、法第52条第1項及び政令第13条による火薬類の譲渡し又は譲受けの

許可に対する知事よりの意見の照会を受理したときは、火薬類譲渡（受）に関する意見書（別記第4号様式）により調査回答しなければならない。

旧14条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

（火薬類の消費許可に対する意見）

第21条 署長は、法第52条第1項及び政令第13条による火薬類の消費許可に対する知事よりの意見の照会を受理したときは、火薬類消費に関する意見書（別記第5号様式）により調査回答しなければならない。

2 前項の照会にかかる消費が次の各号の1に該当するときは、意見を付して、速やかに本部長に報告（電話）し、指示を受けて処置しなければならない。

- (1) 危険防止の方法等の判定が困難で、意見の認定が困難な場合。
- (2) その他火薬類の消費が、公共の安全に重大な影響を及ぼすと認められる場合。

旧15条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

第6章 雑則

旧5章…繰下〔平成27.7訓令12〕

（台帳）

第22条 署長は、次に掲げる台帳を備えておき、主管行政庁から当該行政庁の許可その他処分に関し通知を受けたときは、必要な調査を行うとともに、これを記録しておかなければならない。

- (1) 火薬類製造所台帳（別記第6号様式）
- (2) 火薬類販売所台帳（別記第7号様式）
- (3) 火薬庫台帳（別記第8号様式）

2 前項各号の台帳は「火薬類関係台帳」として、一括編冊することができる。

3 署長は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受、輸入及び消費に関する申請書を、それぞれ当該許可台帳として整理保存しておかなければならない。

旧16条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

（手数料の徴収）

第23条 署長は、証明書又は許可証の交付手数料を徴収したときは、当該申請書の上部欄外に収入証紙を貼り付けて消印しなければならない。

旧17条…一部改正し繰下〔平成27.7訓令12〕

第7章 適用除外

本章…追加〔平成27.7訓令12〕

（防衛出動時の適用除外）

第24条 火薬類運搬の技術上の基準のうち、

- (1) 一定距離以上を運搬する場合は、2人以上の運転要員を確保する。
- (2) 夜間等に駐車する場合には、車両の前後に赤色灯を設置する。
- (3) 進行中は80メートル以上、駐車中は50メートル以上の車間距離を保つ。
- (4) 車両に標識等を設置する。

の各義務については、自衛隊法（昭和29年法律第167号）第76条第1項により自衛隊が火薬類を運搬する場合であって、任務遂行上これらの規定により難いときは、適用を除外する。

本条…追加(平成27.7訓令12)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和36年4月20日から施行し、昭和36年2月1日から適用する。
- 2 火薬類運搬に関する災害予防について（昭和35年防発第25号・ら発第91号）は、廃止する。

附 則 (昭和40.4.30訓令12)

この訓令は、昭和40年5月20日から施行する。

附 則 (昭和41.12.21訓令29)

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和43.12.17訓令22)

この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則 (昭和55.9.1訓令12)

この訓令は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則 (平成6.4.1訓令9)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12.12.22訓令19)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13.10.31訓令39)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成17.3.22訓令11抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成27.7.6訓令12)

この訓令は、平成27年7月6日から施行する。

別記

第1号様式

A	B	C	D	E	F	G
火薬類の運搬の通知表				① 発信月日 前 受信月日 後		
② 発信 信県(センター、署)名 受				③ 取扱者	発信 受	
④ 通知先	県(署)名					
	取扱者名					
⑤ 運搬届出人 住所、氏名						
⑥ 届出火薬類の 種類及び数量		火薬	爆薬	雷管		
⑦ 車両の種類、台数 及び運転者名						
⑧ 発送場所						
⑨ 到達場所						
⑩ 通路及び 通過日時						
⑪ 備考						

本様式…一部改正(平成6.4訓令9)、全部改正(平成27.7訓令12)

第2号様式 削除〔平成27.7訓令12〕

第3号様式

第 号
年 月 日

警察本部長 殿

警察署長

火薬類による災害等発生報告書

① 事故の種別	
② 発生の日時	
③ 発生の場所	
④ 火薬類の種別	
⑤ 発生の状況 及び原因	
⑥ 被害の状況 〔人的、物的 被害、死傷 者の住所、 職業、氏名 年齢等〕	
⑦ 現場付近 の状況	
⑧ 警察処置 〔出動救護、 事件処理 等の状況〕	
⑨ 適用法条 及びその 他参考事項	

備考 1 欄内に記載できないときは、別紙に記載添付すること。
2 災害発生の状況により写真、見取図を添付すること。

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)

第4号様式

〇〇第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県公安委員会 印

火薬類譲渡(受)に関する意見について(回答)

年 月 日付 第 号をもって照会のあった火薬類譲渡(受)については次のとおりであります。

記

申請者の住所, 職業, 氏名	
火薬類の種類, 数量	
譲渡(受)の目的	
譲渡(受)の期間	
譲渡し火薬類の所在場所	
相手方の住所 職業 氏名	
意見	

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)

第5号様式

〇〇第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県公安委員会 印

火薬類消費に関する意見について(回答)

年 月 日 第 号をもって照会のあった火薬類消費については次のとおりであります。

記

申請者の住所, 職業, 氏名	
火薬類取扱者住所, 氏名	
火薬類の種類, 数量	
消費の	目的
	日時
	場所
消費場所付近の状況	
消費方法及び危険防止の方法	
運搬方法	
火薬類の保管方法	
意見	

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)

第6号様式

火薬類製造所台帳

(表)

製造所の位置		
製造所の名称		電話 局 番
事業者 (法人の 場合は、 代表者)	住所	
	氏名 生年月日	年 月 日生
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
完成検査証交付年月日 及び番号		年 月 日 第 号
製造 保安 責任者	選任年月日	年 月 日
	氏名 生年月日	年 月 日生
	資格	種 第 号 年 月 日
工 員 数		男 女 計 名
建 物 設 備 の 状 況		
原 料		製 品

(裏)

備 考
製造所の平面図

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)


第7号様式

火薬類販売所台帳

(表)

販売所の位置			
販売所の名称		電話 局 番	
事業者 (法人の 場合は、 表 合 代 者)	住所		
	氏名 生年月日	年 月 日生	
許 可 番	許 可 年 月 日 及 び 号	年 月 日 第 号	
許 可 条 件		年 月 日 第 号	
火薬庫の位置			
保 安 責 任 者	正 副 の 別 選 任 年 月 日	正 年 月 日 選 任	副 年 月 日 選 任
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生
資 格		種 第 号 年 月 日	種 第 号 年 月 日
備 考			

(裏)

販売所を中心とした付近の見取り図	<p>N</p> 
------------------	--

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)

第8号様式


(表)

火 薬 庫 台 帳

種別	火薬庫
----	-----

火 薬 庫 の 位 置			
所有者 (法人の 場合は、 代表者)	住 所	電 話 局 番	
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生	
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
完 成 検 査 証 交 付 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
保 安 責 任 者	正 副 の 別 選 任 年 月 日	正 年 月 日 選 任	副 年 月 日 選 任
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生
	資 格	種 第 号 年 月 日	種 第 号 年 月 日
許 可 条 件			
敷 地		平方メートル	
建 坪		平方メートル	
構 造 設 備			
貯 蔵 品 目 及 び 最 大 貯 蔵 数 量			
備 考			

(裏)

火薬庫を中心とした付近の見取図	
-----------------	---

備 考

付近の保安物件との距離を明らかにしておくこと。

本様式…全部改正(平成27.7訓令12)